

| | | |
|----------|----------|---|
| 提出 順番 | No. 4 | 令和 6 年 8 月 29 日 午前・ 午後 2 時 58 分受領 |
|----------|----------|---|

令和 6 年 8 月 29 日

幕別町議会議長 寺林 俊幸 様

幕別町議会議員 藤谷 謹至



一般質問通告書

次のとおり通告します。

| 質 問 事 項 | 質 問 の 要 旨 |
|---------------------------------|---|
| 1 改訂された幕別町 洪水ハザードマップ について | <p>幕別町は令和 5 年 8 月にハザードマップ及び防災のしおりを改訂し、町内全戸に配布した。</p> <p>今回の改訂は北海道が浸水想定区域を指定した町内 19 河川と幕別町が洪水氾濫危険区域図を作成した忠類地域 4 河川を合計した 23 本の中小河川について洪水浸水想定区域を新たに表示するとともに、南勢近隣センターや忠類コミュニティセンターなど計 8 施設を洪水時の指定避難所として追加したものである。</p> <p>洪水氾濫危険区域図は、想定し得る最大規模の雨が降ったとしたら、どのくらい氾濫するのかをシミュレーション計算で表したものであるが、改訂により洪水ハザードマップに追加された忠類地域の洪水氾濫危険区域図について、以下の点を伺う。</p> <p>(1) 下チュウルイ川の改修工事の内容と計画及び当該工事により忠類市街地の洪水被害防止にどのような効果があるのか。</p> <p>(2) 洪水ハザードマップの中にある忠類コミュニティセンター、忠類小・中学校及び福祉避難所としてのふれあいセンター福寿は、50cm未満の浸水エリアに入っているが問題はないのか。</p> <p>(3) 浸水エリアに入っている要配慮者利用施設は、避難確保計画を策定する必要があると思われるが、策定状況はどのようになっているのか。</p> |

2 忠類育苗センター
廃止後の施設・土地の
有効利用の考えは

忠類育苗センターの前身となる忠類苗畑事業所は、昭和23年に池田林務署忠類駐在所が忠類市街に近い国有防風林を借り受けて開設されたのが始まりで、苗圃を拡大しながらカラマツ・トドマツ・アカエゾマツなどの育苗をしてきた。昭和38年から47年にかけては、敷地内に気象観測所を設け十勝の風土に適した苗木の育成に努め、紆余曲折しながら、平成13年に当時の忠類村が北海道から事業を引き継ぎ、24年度までは黒字経営であった。

しかし、台風や大雪などの自然災害に加え、アカエゾマツ・トドマツの出荷割合の変更により、特に管理が難しいトドマツの育成に苦慮し出荷本数の確保が厳しく赤字額の増加などの影響から、苗木の出荷は令和6年度までとして事業廃止を決定したが、以下の点を伺う。

- (1) 忠類育苗センター廃止後の施設及び土地を忠類地域の活性化のために有効利用する考えは。

(注) 質問の要旨は、具体的に記載すること。